

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前																								
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>牛伝染性リンパ腫診断用酵素抗体反応キット</u></p> <p><u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>を不活化及び可溶化後、<u>牛伝染性リンパ腫ウイルスgp51蛋白</u>に対するモノクローナル抗体を用いて精製した抗原をマイクロストリップに吸着させ、酵素抗体法により<u>牛伝染性リンパ腫ウイルス抗体</u>を検出するためのキットである。</p> <p>（略）</p> <p>付記1 （略）</p> <p>付記2 参照陽性血清1</p> <p><u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>に対する抗体を保有しない牛を以下のウイルスで免疫して得られた血清で、各々以下の抗体価を示すもの</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">牛伝染性鼻気管炎ウイルス</td> <td style="width: 50%;">中和抗体価16倍以上</td> </tr> <tr> <td><u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u></td> <td>中和抗体価16倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛RSウイルス</td> <td>中和抗体価4倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛流行熱ウイルス</td> <td>中和抗体価40倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛アデノウイルス7型</td> <td>赤血球凝集抑制抗体価20倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛パラインフルエンザ3型ウイルス</td> <td>赤血球凝集抑制抗体価40倍以上</td> </tr> </table> <p>付記3 参照陽性血清2</p> <p><u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>で免疫した牛の血清で、1.3の試験を準用して試験を行うとき、抗原陽性穴における平均吸光度値から抗原陰性穴にお</p>	牛伝染性鼻気管炎ウイルス	中和抗体価16倍以上	<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>	中和抗体価16倍以上	牛RSウイルス	中和抗体価4倍以上	牛流行熱ウイルス	中和抗体価40倍以上	牛アデノウイルス7型	赤血球凝集抑制抗体価20倍以上	牛パラインフルエンザ3型ウイルス	赤血球凝集抑制抗体価40倍以上	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>牛白血病診断用酵素抗体反応キット</u></p> <p><u>牛白血病ウイルス</u>を不活化及び可溶化後、<u>牛白血病ウイルスgp51蛋白</u>に対するモノクローナル抗体を用いて精製した抗原をマイクロストリップに吸着させ、酵素抗体法により<u>牛白血病ウイルス抗体</u>を検出するためのキットである。</p> <p>（略）</p> <p>付記1 （略）</p> <p>付記2 参照陽性血清1</p> <p><u>牛白血病ウイルス</u>に対する抗体を保有しない牛を以下のウイルスで免疫して得られた血清で、各々以下の抗体価を示すもの</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">牛伝染性鼻気管炎ウイルス</td> <td style="width: 50%;">中和抗体価16倍以上</td> </tr> <tr> <td><u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u></td> <td>中和抗体価16倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛RSウイルス</td> <td>中和抗体価4倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛流行熱ウイルス</td> <td>中和抗体価40倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛アデノウイルス7型</td> <td>赤血球凝集抑制抗体価20倍以上</td> </tr> <tr> <td>牛パラインフルエンザ3型ウイルス</td> <td>赤血球凝集抑制抗体価40倍以上</td> </tr> </table> <p>付記3 参照陽性血清2</p> <p><u>牛白血病ウイルス</u>で免疫した牛の血清で、1.3の試験を準用して試験を行うとき、抗原陽性穴における平均吸光度値から抗原陰性穴にお</p>	牛伝染性鼻気管炎ウイルス	中和抗体価16倍以上	<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>	中和抗体価16倍以上	牛RSウイルス	中和抗体価4倍以上	牛流行熱ウイルス	中和抗体価40倍以上	牛アデノウイルス7型	赤血球凝集抑制抗体価20倍以上	牛パラインフルエンザ3型ウイルス	赤血球凝集抑制抗体価40倍以上
牛伝染性鼻気管炎ウイルス	中和抗体価16倍以上																								
<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>	中和抗体価16倍以上																								
牛RSウイルス	中和抗体価4倍以上																								
牛流行熱ウイルス	中和抗体価40倍以上																								
牛アデノウイルス7型	赤血球凝集抑制抗体価20倍以上																								
牛パラインフルエンザ3型ウイルス	赤血球凝集抑制抗体価40倍以上																								
牛伝染性鼻気管炎ウイルス	中和抗体価16倍以上																								
<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>	中和抗体価16倍以上																								
牛RSウイルス	中和抗体価4倍以上																								
牛流行熱ウイルス	中和抗体価40倍以上																								
牛アデノウイルス7型	赤血球凝集抑制抗体価20倍以上																								
牛パラインフルエンザ3型ウイルス	赤血球凝集抑制抗体価40倍以上																								

<p>ける平均吸光度値を引いた値が0.60以上をしめすもの 付記4 参照陰性血清 牛伝染性リンパ腫ウイルスに対する抗体陰性の牛の血清で、1.3の試験を準用して試験を行うとき、S/P値が0.30未満を示すもの 付記5 (略)</p>	<p>吸光度値を引いた値が0.60以上をしめすもの 付記4 参照陰性血清 牛白血病ウイルスに対する抗体陰性の牛の血清で、1.3の試験を準用して試験を行うとき、S/P値が0.30未満を示すもの 付記5 (略)</p>
---	---